

# 認 定 こ ど も 園

## 認可・認定等事務の手引き



**おおいた子育て支援**

令和2年8月  
大分県

## 目 次

### 第1章 認定こども園制度の概要

1	関係法令	1
2	認定こども園の施設類型	4
	(1) 認定こども園の四類型の比較	
	(2) 認定こども園の主な認可・認定パターン	
3	用語解説	8

### 第2章 幼保連携型認定こども園の認可基準と運営

1	幼保連携型基準条例の基本的な考え方	10
2	学級の編制	10
3	職員配置の基準	11
4	職員について	14
5	園長及び職員の資格	16
	(1) 園長の資格	
	(2) 他の職員の資格	
6	施設整備	20
	(1) 園舎の階数	
	(2) 建物及びその附属設備の一体的設置	
	(3) 園舎の面積	
	(4) 園庭の位置及び面積	
	(5) 園舎に備えるべき設備	
	(6) 調理室	
	(7) 設備の面積基準（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）	
	(8) 備えるよう努める設備	
	(9) 園具及び教具	
7	食事の提供	29
	(1) 提供範囲	
	(2) 弾力運用	
8	教育及び保育を行う期間及び時間	29
9	教育及び保育の内容	30
	(1) 幼保連携型認定こども園の目的	
	(2) 教育及び保育の目標	
	(3) 教育及び保育の内容	
10	子育て支援事業	32

(1) 子育て支援事業実施に係るポイント	
(2) 子育て支援事業のメニュー	
11 職員の資質の向上	33
(1) 自己研さんの重要性	
(2) 指導計画等の充実	
(3) 職員間の相互理解	
(4) 幅広い研修の確保	
(5) 園長に求められる能力の多様性	
12 管理・運営	34
(1) 幼保連携型認定こども園の設置者	
(2) 園地・園舎の所有	
(3) 運営の状況に関する評価	
(4) 運営の状況に関する情報の提供	
(5) 非常災害対応	
(6) 学校安全計画の策定	
(7) 危険等発生時対処要領の作成等	
(8) 食育の推進	
(9) 苦情への対応	
(10) 園児の人権の擁護、虐待の防止	
(11) 出席簿、法定表簿	
(12) 学校保健計画の策定	
(13) 環境衛生検査	
(14) 園児の健康診断	
(15) 職員の健康診断	
(16) 感染症の予防措置	
(17) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師	
(18) 幼保連携型認定こども園である旨の掲示	
13 みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	42

### 第3章 幼保連携型認定こども園の認可等に係る手続き

1 届出・認可申請	43
(1) 届出書・申請書	
(2) 申請前の準備	
(3) 申請書類の作成	
(4) 申請の窓口	
(5) 審査	
(6) 市町村への協議	

(7) 審査部会への意見聴取（年1回開催予定）	
(8) 認可の通知	
2 設置後の手続き等について	52
(1) 廃止又は休止の届出・申請	
(2) 設置者の変更の届出・申請	
(3) 園長の届出	
(4) 変更の届出	
(5) 臨時休業に係る届出	
3 認定こども園に関する情報の提供	54
(1) 県による周知	
(2) 変更の届出	
(3) 軽微な変更	
(4) 運営状況報告	

#### 第4章 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定基準と運営

1 職員配置の基準	58
2 職員の資格	59
3 施設設備	61
(1) 園舎及びその附属設備の位置	
(2) 園舎の面積	
(3) 保育室又は遊戯室の面積	
(4) 乳児室又はほふく室の面積	
(5) 屋外遊戯場の面積	
(6) 屋外遊戯場の場所の特例	
(7) 調理室	
(8) 保育室等を2階以上に設ける場合の要件	
4 教育及び保育の内容	66
(1) 留意事項	
(2) 項目別内容	
(3) 保育者の資質の向上等	
(4) 子育て支援	
(5) 管理運営等	

#### 第5章 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定等に係る手続き

1 認定申請	73
(1) 申請前の準備	

(2) 申請書類の作成	
(3) 申請窓口	
(4) 審査	
(5) 市町村への協議	
(6) 認定の通知	
2 認定後の手続き	81
(1) 認定こども園に関する情報の提供	
(2) 変更の届出	
(3) 軽微な変更	
(4) 運営状況報告	



## 第1章 認定こども園制度の概要

### 1 関係法令

#### 【国】

##### [法律]

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」  
(平成18年法律第77号)  
⇒ 手引きでは「法」と表記。

##### [政令]

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令」  
(平成26年政令第203号)

##### [府省令]

- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」  
(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)  
⇒ 手引きでは「府省令」と表記
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」  
(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)  
⇒ 手引きでは「法施行規則」と表記

##### [告示]

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」  
(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)  
⇒ 手引きでは「基準」と表記
- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」  
(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- ・「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域

型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」  
(平成 27 年内閣府告示第 49 号)

[通知]

- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」  
(平成 29 年 3 月 31 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)  
⇒ 手引きでは「平 29.3.31 府省通知」と表記
  
- ・「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（通知）」  
(平成 26 年 12 月 18 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)  
⇒ 手引きでは「平 26.12.18 府省通知」と表記
  
- ・「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」  
(平成 31 年 4 月 25 日最終改正：内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)  
⇒ 手引きでは「平 31.4.25 留意事項通知」と表記
  
- ・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 30 年 4 月 16 日最終改正：内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)  
⇒ 手引きでは「平 30.4.16 処遇改善通知」と表記

[Q&A]

- ・「事業者向けFAQ（よくある質問）（第7版）」（平成 27 年 3 月 31 日）
- ・「公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.15）」（令和 2 年 6 月 25 日）

【県】

[条例]

- ・「大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」  
(平成 26 年大分県条例第 37 号)  
⇒ 手引きでは「幼保連携型基準条例」と表記



・「大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」（平成 18 年大分県条例第 49 条）

⇒ 手引きでは「幼稚園型等基準条例」と表記

・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大分県条例第 6 1 号）

⇒ 手引きでは「児童福祉施設基準条例」と表記

#### [規則]

・「大分県幼保連携型認定こども園の認可手続き等に関する規則」（平成 2 7 年大分県規則第 5 号）

⇒ 手引きでは「認可手続規則」と表記

・「大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則」（平成 18 年大分県規則第 80 号）

⇒ 手引きでは「認定手続規則」と表記

#### [告示]

・「幼稚園型認定こども園等の運営の指針」（平成 18 年大分県告示第 912-2 号）

⇒ 手引きでは「運営指針」と表記

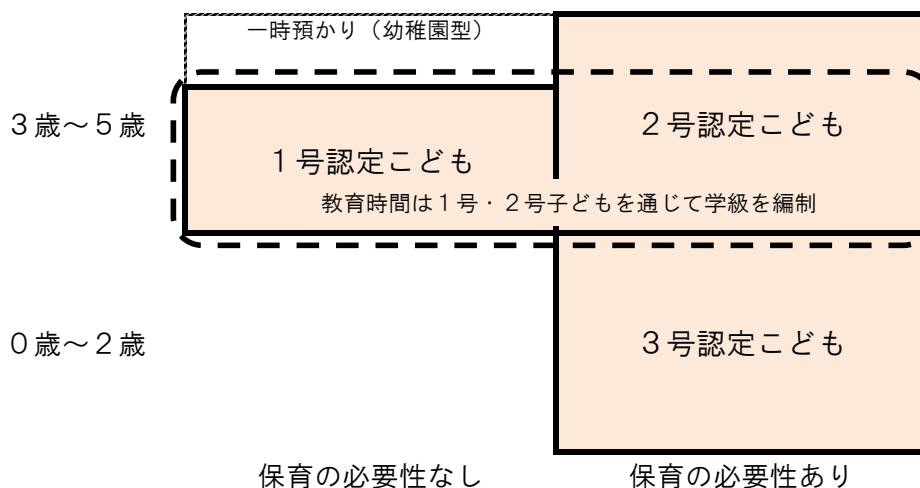
## 2 認定こども園の施設類型

### (1) 認定こども園の四類型の比較（主なもの）

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	・学校かつ 児童福祉施設	・学校（幼稚園＋ 保育所機能）	・児童福祉施設 （保育所＋幼稚園 機能）	・幼稚園機能 ＋保育所機能
職員の性格	保育教諭 （幼稚園教諭＋保 育士資格、10年間 〔～R6年度〕の経 過措置あり）	・満3歳未満→保育 士資格 ・満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて幼児教育に従 事していることを証 すれば、幼稚園免許 従事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭、満3歳以上の 教育及び保育時間相 当利用児の教育及び 保育に従事する者は 保育士資格（ <b>認定の 日から起算して5年 間は経過措置あり</b> ）。	・満3歳未満→保育 士資格 ・満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて保育に従事し ていることを証すべ ば、保育士資格で従 事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭（ <b>認定の日か ら起算して5年間は 経過措置あり</b> ）、満3 歳以上の教育及び保 育時間相当利用児の 教育及び保育に従事 する者は保育士資 格。	満3歳未満→保育士 資格。 ・満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて保育に従事し ていることを証すべ ば、保育士資格で従 事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭（ <b>認定の日か ら起算して5年間は 経過措置あり</b> ）、満3 歳以上の教育及び保 育時間相当利用児の 教育及び保育に従事 する者は保育士資格 （ <b>認定の日から起算 して5年間は経過措 置あり</b> ）。
給食の提供	・2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）
開園日 ・開園時間	11時間開園、土 曜日開園が原則 （弾力運用可）	地域の実情に応じ て設定	11時間開園、土 曜日開園が原則 （弾力運用可）	地域の実情に応じ て設定

(2) 認定こども園の主な認可・認定パターン

① 幼保連携型認定こども園 [法第 17 条第 1 項による認可]

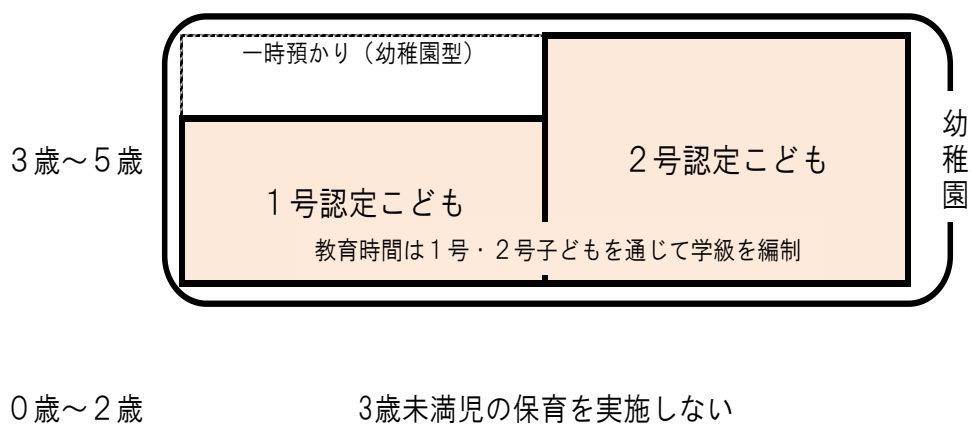


- ※単一の施設として一体的に運用
- ※受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能
- ※大分市内所在の施設は大分市が認可

② 幼稚園型認定こども園

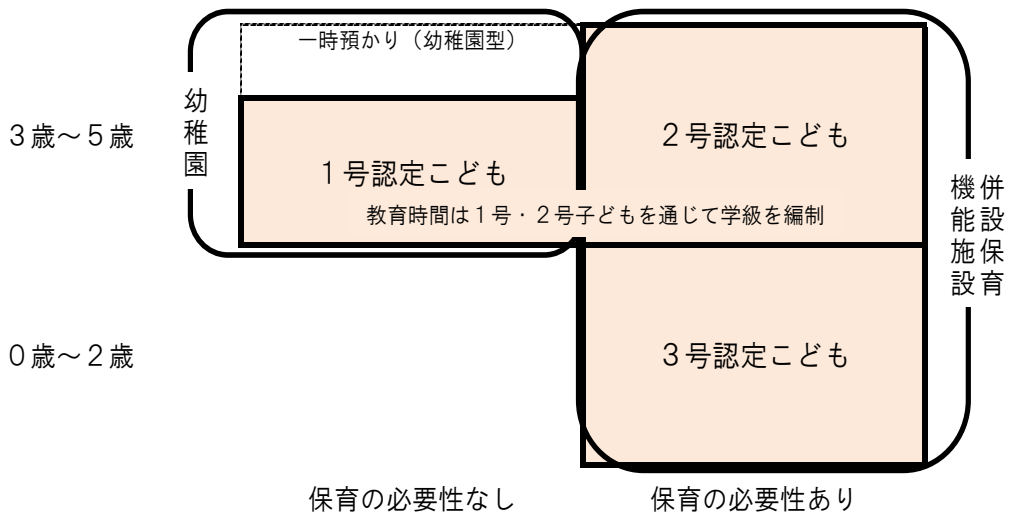
・単独型 [法第 3 条第 2 項第 1 号による認定]

幼稚園が教育終了後、保育を必要とする子どもに対する保育を行うケース



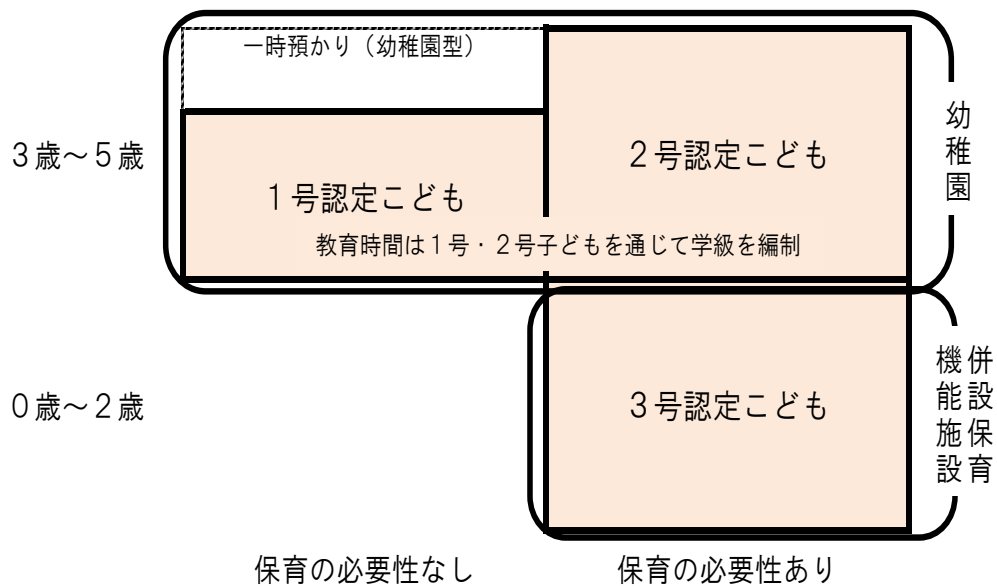
・並列型 [法第3条第4項第1号イによる認定]

幼稚園が併設する保育機能施設と連携して、教育・保育を行うケース



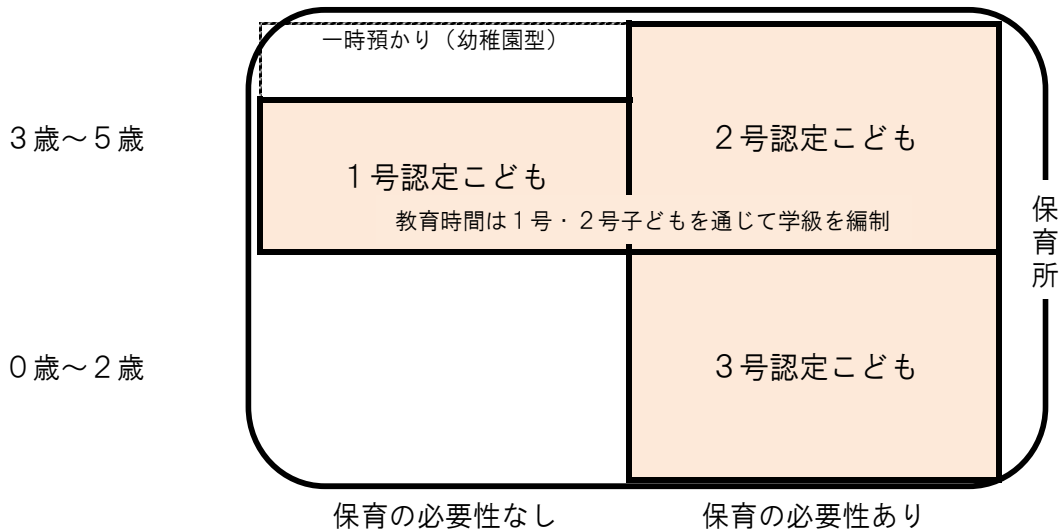
・接続型 [法第3条第4項第1号ロによる認定]

保育機能施設から幼稚園へと一貫して教育・保育を行うケース



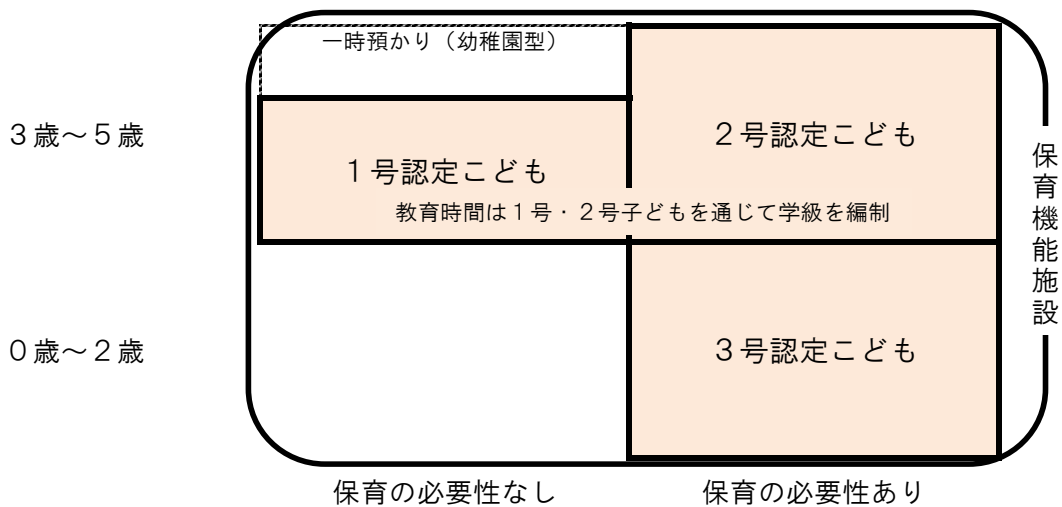
③ 保育所型認定こども園 [法第3条第2項第2号による認定]

保育所において、保育を必要としない満3歳以上の子どもを受入れ、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うケース



④ 地方裁量型認定こども園 [法第3条第2項第2号による認定]

保育機能施設において、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、保育を必要としない満3歳以上の子どもを受入れ、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うケース



### 3 用語解説

**子ども**（法第 2 条第 1 項）

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの者

**幼稚園**（法第 2 条第 2 項）

- ・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園

**保育所**（法第 2 条第 3 項）

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所

**保育機能施設**（法第 2 条第 4 項）

- ・ 児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（次の①、②を除く）

- ① 1 日に保育する子どもの数が 5 人以下である施設
- ② 半年を限度として臨時に設置される施設

- ・ ただし、①の「1 日に保育する子どもの数」からは、次に掲げる子どもの数を除く。（法施行規則第 1 条第 1 号）

- ア 事業主がその雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主から委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該労働者の子どもの数
- イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体から委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該労働者の子どもの数
- ウ 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 1 号ハの厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該組合等から委託を受けて当該構成員の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該構成員の子どもの数
- エ 店舗その他の事務所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業者から委託を受けて当該顧客の子どもを保育する施設にあっては、当該顧客の子どもの数
- オ 設置者の四親等内の親族である子どもの数

**教育**（法第 2 条第 8 項）

・教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育

**保育**（法第 2 条第 9 項）

・児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する保育

**子育て支援事業**（法第 2 条第 12 項、法施行規則第 2 条）

- ① 地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業
- ② 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業
- ③ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業
- ④ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

**1号認定子ども**（法第 17 条第 6 項第 1 号）

・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども

**2号認定子ども**（法第 17 条第 6 項第 2 号）

・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども

**3号認定子ども**（法第 17 条第 6 項第 3 号）

・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども

## 第2章 幼保連携型認定こども園の認可基準と運営

※大分市内に所在する施設は、大分市で定めた条例等に基づき認可することになる。

### 1 幼保連携型基準条例の基本的な考え方

- (1) 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、国の府省令に基づき、県の基準を設ける。
- (2) 基準については、現行の幼稚園及び保育所の基準をベースとするが、幼稚園と保育所で基準の内容が異なる場合は高い方の水準を引き継ぐ。
- (3) 既存の幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、保育所（保育所型認定こども園含む）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設ける。
- (4) 新制度施行までに現行制度の認定を受けた幼保連携型認定こども園については、新しい幼保連携型認定こども園としての「みなし認可」を受けただうえで、「設備等」について一定の経過措置を設ける。

### 2 学級の編制

【幼保連携型基準条例第5条、平 29.3.11 府省通知】

- (1) 満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しなければならない。
- (2) 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- (3) 学級は、学年の初めの前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いができるものとする。
- (4) 学級を編制するにあたっては、1号認定子どもに該当する園児と2号認定子どもに該当する園児を一体的に編制することを基本とする。
- (5) 学年の途中で満3歳に達した園児については、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば、以下の①から③までの対応など、弾力的な取扱いをすることができる。



- ① 当該年度中は2歳児クラス等に残る
- ② 3歳児学級（年少）へ移る
- ③ 3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける 等

3 職員配置の基準 【幼保連携型基準条例第6条及び附則第2、認可手続規則附則第3～6、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.15）】

(1) 次の職員配置計算表をもとに計算した職員数を配置する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0\text{歳児} \times 1 / 3) \\ &+ \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1 / 6\} \\ &+ (3\text{歳児} \times 1 / 20) \\ &+ \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1 / 30\} \end{aligned}$$

※ 上記の区分に応じて小数点以下第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入したもの

※ 年齢は満年齢となる。ただし、給付上は、年度の初日の前日における満年齢による配置数を満たす必要がある

※ 常時2人以上の配置が必要となる。

~~※ 法附則第3条第1項の規定により、設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（みなし幼保連携型認定こども園）の職員配置の算定方法については、従前の例によることができる。ただし、経過措置の対象となる園については、公定価格において減額調整が設けられることに留意。~~

**みなし幼保連携型認定こども園における経過措置（5年間）**

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0\text{歳児} \times 1 / 3) \\ &+ \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1 / 6\} \\ &+ (3\text{歳児} \times 1 / 20) \text{（保育を必要とする子ども）} \\ &+ \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1 / 30\} \text{（保育を必要とする子ども）} \\ &+ (3\text{歳児} + 4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1 / 35 \text{（保育認定を受けていない子ども）} \end{aligned}$$

※ 上記の区分に応じて小数点以下第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入したもの

※ 年齢は満年齢となる。

**※令和元年度で経過措置終了**

(2) (1) の表に定める職員数については、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有

し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ保育士登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(3) 教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人以上の配置が必要となる。ただし、当分の間、下記のとおりとする。

(職員の数等に係る特例)

- 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、職員配置計算表により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、(2)の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(※)とすることができる。
- (2)に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 一日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における(2)に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 前2項の規定により(2)に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は同項の規定により置かなければならない職員の数の1/3を超えてはならない。

※ 知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者

【H28.5.27 こども未来課長通知】

次のいずれかに該当する者とする。

- ①子育て支援員研修のうち地域保育コースを修了した者
- ②家庭的保育者（注）
- ③保健師、看護師又は准看護師（ただし、乳児が4人以上いる保育所型及び幼稚園型認定こども園のみに適用され、1名に限る。）

（注）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

【第23条第2項】

家庭的保育者（略）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（略）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- 二 （児童福祉）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

- （4）学級ごとに、常勤かつ専任の保育教諭等を1人以上配置しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級の1/3の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
  - （5）満3歳以上の園児に係る必要配置数が、学級数を下回る場合の必要配置数は学級数に相当する数となる。
  - （6）園長が専任でない場合は、原則として、（1）の必要配置数に1人増加しなければならない。
  - （7）幼保連携型認定こども園には、調理員を配置する必要がある。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
  - （8）上記（1）から（7）のほか、公定価格の基本分単価に含まれている職員構成に基づく職員の配置が必要になることに留意すること。
    - ①主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭2名（1名は非常勤で可）
    - ②保育標準時間を受けた子どもが利用する施設については常勤保育教諭1名及び非常勤保育教諭（3時間）1名
    - ③保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については常勤休けい保育教諭1名（90人を超える場合は非常勤休けい保育教諭1名）
- ※ ①～③の非常勤講師等は1名で可（運営開始後は、教育及び保育が円滑に行われているか、実態に応じて市町村が判断）

#### 4 職員について

【法第 14 条】

- (1) 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。
- (2) 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- (3) 次の職員を置くように努めなければならない。
- ・ 副園長又は教頭
  - ・ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
  - ・ 事務職員

#### 【職員の役割】

園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
教頭	園長（副園長を設置する場合は園長及び副園長。）を助け、園務を整理し、並びに必要なに応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
主幹保育教諭	園長（副園長又は教頭を置く場合は、園長及び副園長又は教頭。以下、この表において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
指導保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる。
主幹養護教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び満3歳以上の園児の養護をつかさどる。
養護教諭	満3歳以上の園児の養護に従事する。
主幹栄養教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、満3歳以上の園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
栄養教諭	満3歳以上の園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
事務職員	事務に従事する。

助保育教諭	保育教諭の職務を助ける。
講師	保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
養護助教諭	養護教諭の職務を助ける

## 5 園長及び職員の資格

### (1) 園長の資格

【法施行規則第 12 条及び第 13 条、法第 26 条】

① 原則として、教諭の専修免許状又は 1 種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けており、及び、5 年以上の教育職又は児童福祉事業（下記参照）の経験がなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、園長となることができない。

- ・ 禁固以上の刑に処された者
- ・ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- ・ 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行日以後において、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力で破壊すること主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【教育職又は児童福祉事業の内容】（法施行規則第 12 条）

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職
- 二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職
- 三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五号）による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- 四 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び

- 旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職
- 五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- 六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職
- 七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職
- 八 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院（同法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職
- 九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職
- 十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職
- 十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職
- 十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十四 家庭的保育事業等における事務職員の職
- 十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- 十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

- ② ただし、「同等の資格」を有すると設置者が認めた者について、園長となることができる。

- ③ 園長の資格は、副園長及び教頭の資格について準用する。

(2) 他の職員の資格

【法第 15 条】

① 職員の資格

主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者
主幹養護教諭、養護教諭	養護教諭の普通免許状を有する者
主幹栄養教諭、栄養教諭	栄養教諭の普通免許状を有する者
助保育教諭、講師	幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者
養護助教諭	養護助教諭の臨時免許状を有する者

② 保育教諭等の資格の特例

【法附則第 5 条、令元.6.13 府省通知】

A いわゆる併有でない者

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 10 年間（経過措置期間）は、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するもの）となることができる。
- ・ 上記経過措置期間は、幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するもの）となることができる。

※ 当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に（略）保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

B 旧免許状所持者で更新講習修了確認を受けずに修了確認期間を経過した者

ア 原則

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状（旧免許状）を持つ者（旧免許状所持者）は、それぞれ、生年月日によって修了確認期限が割り振られており、免許状更新講習を受講・修了し、修了確認期限の 2 ヶ月前までに、免許管理者に更新講習確認申請を行い、確認を受けなければならない。なお、免許状を更新するための手続きを行わない場合、修了確認期限



を経過すると教育職員となることはできない。

#### イ 特例

平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 10 年間（経過措置期間）内は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 7 項の規定が適用されない。

【参考】教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

附 則 （教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条第 7 項

旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後、第 3 項第 3 号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。

#### <注意事項>

##### 幼稚園教諭免許状の取扱い

- 幼稚園教諭免許状（旧免許状）を持っている者が保育教諭等となる場合、修了確認期限の時期により、幼稚園教諭免許状の扱いが異なるので注意が必要

《ケース 1》 既に修了確認期限を経過して休眠状態になっている場合

→ 保育士資格を有していれば、経過措置期間中は、保育士資格（登録が必要）により保育教諭になることができる。ただし、休眠状態を回復しないまま経過措置期間を経過すると保育教諭としての職を失う。（この場合、幼稚園免許状は休眠状態のままとなる。）

※休眠状態とは

更新教習修了確認を受けずに修了確認期間を経過した非現業教員の所持する免許状（免許状は失効していないが、教育職員になるためには更新講習修了確認を受ける必要がある状態）

《ケース 2》 経過措置期間中に修了確認期限が到来する場合

→ 修了確認期限までに更新しなければ、幼稚園教諭免許状は失効する。ただし保育士資格（登録が必要）があれば、経過措置期間中は、免許失効後でも引き続き保育教諭等になることができる。

③ 特例期間中の保育教諭等

- A 学級を担任する者については、幼稚園の教諭の普通免許状（臨時免許状）を有する者が就くことが望ましい。
- B 満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については、保育士が就くことが望ましい。

④ 保健師、看護師又は准看護師の取扱い

- A 乳児4人以上が利用する園については、当該園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができるものとし、経過措置期間に限って保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができる。
- B 保育士とみなされた保健師、看護師又は准看護師については、保育に従事することとなるため、学級を担任することはできない。

6 施設設備

※設計業者等に必ず以下の基準を伝達すること

(1) 園舎の階数 【幼保連携型基準条例第7条及び第15条、認可手続規則第13条、平29.3.31府省通知】

- ① 園舎は2階建て以下とする。ただし、特別な事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。
- ② 保育室等（乳児室、ほふく室、遊戯室又は便所）は1階に設置しなければならない。ただし、特別な事情がある場合であって、以下の要件を満たす場合には2階以上に設置することができる。

2階に設置する場合	A 構造	建築基準法に規定する <b>耐火建築物</b> であること		
	B 設備 (常用、避難用ごとに表中の設備を1以上設置しなければならない。)	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(※) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7の2号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 4 屋外階段	
C 転落防止	保育室等の園児が出入したり、通行する場所に転落事故防止設備が設けられていること			
3階に設置する場合	A 構造	建築基準法に規定する <b>耐火建築物</b> であること		
	B 設備 (常用、避難用ごとに表中の設備を1以上設置しなければならない。)	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(※) 2 建築基準法第2条第7の2号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 3 屋外階段	
	Bの位置	避難上有効な位置に設けられ、保育室等から歩行距離が30m以下となるように		
	C 調理室	いずれかに該当すること	自動式のスプリンクラー設備等が設置されていること 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること	
		上記を満たさない場合	1 調理室以外の部分と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること 2 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分等に防火上有効にダンパーが設けられていること	
	D 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ	不燃材料を使用していること		
	E 転落防止	保育室等の園児が出入したり、通行する場所に転落事故防止設備が設けられていること		
	F 消火設備	非常警報器具又は非常警報設備が設けられていること 消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること		
G その他	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること			
4階以上に設置する場合	A 構造	建築基準法に規定する <b>耐火建築物</b> であること		
	B 設備 (常用、避難用ごとに表中の設備を1以上設置しなければならない。)	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(※) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
C以下は3階に設置した場合と同じ				

※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第48条第8号口参照

③ 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）から移行する場合の特例

特例適用の条件	要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 3 月 31 日現在、幼稚園が設置されており、当該幼稚園を廃止して、同一の所在場所において、既存の幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合</li> <li>・適正な運営が確保されていると認められるもの</li> </ul>	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を設けていること

④ 保育所（保育所型認定こども園含む）から移行する場合の特例

特例適用の条件	要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 3 月 31 日現在、保育所が設置されており、当該保育所を廃止して、同一の所在場所において、既存の保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合</li> <li>・適正な運営が確保されていると認められるもの</li> </ul>	児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年大分県条例第 61 号）に適合すること

⑤ 3 階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満 3 歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

ただし、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下 1 階の範囲内に園庭を有する場合に限り、満 3 歳以上の園児の保育室等を 3 階以上の階に設けることができる。この場合の園庭が屋上にある場合については、以下の要件を全て満たす必要がある。

- i) 耐火建築物であること
- ii) 教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮している
- iii) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けていること
- iv) 避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等の防災上の観点に留意していること
- v) 園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できること

(2) 建物及びその附属設備の一体的設置

【平 29.3.31 府省通知】

- ① 幼保連携型認定こども園は単一の施設として設置されるものであることから、幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内または隣接する敷地内に設けることが前提となっている。ただし、公道を挟む程度など、実質的な違いがなく、園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。
- ② 既存の幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合については、以下の要件を全て満たす場合、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 教育及び保育の適切な提供が可能であること
  - ・ 園児の移動時の安全が確保されていること
  - ・ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること(※)
- ※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。また、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例(後述)が活用できる。

(3) 園舎の面積

【幼保連携型基準条例第7条、附則第5及び第6】

- ① 園舎の面積は、次のA及びBを合算した面積以上としなければならない。

A 学級数に応じた面積(満3歳以上分)

学級数	面積
1学級	180㎡
2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡

B 園児数に応じた面積(満3歳未満分) i + ii + iii

- i) 乳児室(満2歳未満の園児のうちほふくしないもの) 1.65㎡×園児数
- ii) ほふく室(満2歳未満の園児のうちほふくするもの) 3.3㎡×園児数
- iii) 保育室又は遊戯室(満2歳以上) 1.98㎡×園児数

計算例) 満3歳以上 100人(5学級)、0歳児3人、1歳児15人、2歳児20人 ※ほふくする子8人 ほふくしない子10人 A $320 + (5-2) \times 100 = 620 \text{ m}^2$ B 乳児室 $1.65 \times 10 = 16.5 \text{ m}^2$ 、ほふく室 $3.3 \text{ m}^2 \times 8 = 26.4 \text{ m}^2$ 2歳児保育室 $1.98 \times 20 = 39.6 \text{ m}^2$ <span style="float:right"><u>82.5 m<sup>2</sup></u></span> ∴ 園舎基準面積 (A+B) = <u>702.5 m<sup>2</sup></u>
---

★ 保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行特例

新設の場合		保育所から移行する場合
A 学級数に応じた面積		<u>A <math>1.98 \text{ m}^2 \times \text{園児数 (満3歳以上)}</math></u>
学級数	面積 (m <sup>2</sup> )	
1学級	180m <sup>2</sup>	
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{ m}^2$	
B 乳児室面積 (1.65m <sup>2</sup> × 園児数) + ほふく室面積 (3.3m <sup>2</sup> × 園児数) + 満2歳以上満3歳未満面積 (1.98m <sup>2</sup> × 園児数)		

(4) 園庭の位置及び面積

【幼保連携型基準条例第7条、附則第5及び第6、平29.3.31府省通知】

- ① 園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。
- ② 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所(代替地)については、園庭としての必要面積に算入することはできない。
- ③ 園庭の面積は、次のA及びBを合算した面積としなければならない。

A イとロのうちいずれか大きい面積 (満3歳以上分)

イ 学級数に応じた面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$

ロ 満3歳以上の園児1人につき、3.3m<sup>2</sup>を乗じて得た面積

B 満2歳以上満3歳未満の園児1人につき、3.3㎡を乗じて得た面積

計算例) 満3歳以上100人(5学級)、満2歳以上満3歳未満の園児 15人 A イ $400+80 \times (5-3) = 560 \text{ m}^2$ > □ $3.3 \times 100 = 330 \text{ m}^2$ <u><math>560 \text{ m}^2</math></u> B $3.3 \times 15 = 49.5 \text{ m}^2$ ∴ <u>園庭基準面積 (A+B) = 609.5 m<sup>2</sup></u>
--

★ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)からの移行特例

新設の場合	幼稚園からの移行の場合												
A イ、□の高い基準を採用 イ 学級数に応じた面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2</math></td> </tr> </tbody> </table> □ 園児数に応じた面積 $3.3 \text{ m}^2 \times$ 園児数 (満3歳以上)	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$	<b>A 学級数に応じた面積</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2</math></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$
学級数	面積 (㎡)												
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$												
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$												
学級数	面積 (㎡)												
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$												
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$												
B 満2歳以上満3歳未満に係る面積 ( $3.3 \text{ m}^2 \times$ 園児数)													

★ 保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行特例

新設の場合	保育所からの移行の場合						
A イ、□の高い基準を採用 イ 学級数に応じた面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2</math></td> </tr> </tbody> </table> □ 園児数に応じた面積 $3.3 \text{ m}^2 \times$ 園児数 (満3歳以上)	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$	<b>A 園児数に応じた面積 <math>3.3 \text{ m}^2 \times</math>  <u>園児数 (満3歳以上)</u></b>
学級数	面積 (㎡)						
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$						
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$						
B 満2歳以上満3歳未満に係る面積 ( $3.3 \text{ m}^2 \times$ 園児数)							

★ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む。)及び保育所(保育所型認定こども園含む。)からの移行特例

当分の間、以下の全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができる。

- ・ 園児が安全に移動できる場所であること
- ・ 園児が安全に利用できる場所であること

- ・ 園児が日常的に利用できる場所であること
- ・ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

#### ④ 屋上の取扱いについて

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にあり、かつ、以下の要件を全て満たす場合に限り、園庭として必要面積に算入することができる。

- i) 耐火建築物であること
- ii) 教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮している
- iii) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けていること
- iv) 避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警棒設備等の防災上の観点に留意していること
- v) 園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できること

#### ★ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む。)及び保育所(保育所型認定こども園含む。)からの移行特例

当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記 i から iv までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

#### (5) 園舎に備えるべき設備

【幼保連携型基準条例第8条】

- ① 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室は遊戯室と、職員室は保健室とそれぞれ兼用することができる。
  - ・ 職員室
  - ・ 乳児室又はほふく室
  - ・ 保育室
  - ・ 遊戯室
  - ・ 保健室
  - ・ 調理室 ※特例あり ((6) 参照)
  - ・ 便所
  - ・ 飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備 (飲料水用設備は、手洗い用設備及び足洗い用設備と区別して備えなければならない。)



【保健室に備えるべき設備例】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一般的な設備<br/>机、椅子、幼児用ベッド、枕、毛布、脱衣かご 等</li><li>○ 健康診断及び健康相談用<br/>身長計、体重計、体温計 等</li><li>○ 救急措置及び疾病の予防措置用<br/>ピンセット、綿棒、包帯、ガーゼ、脱脂綿、担架 等</li></ul> |
|--|

- ② 保育室（満 3 歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

(6) 調理室

【幼保連携型基準条例第 8 条及び第 15 条第 1 項

（児童福祉施設基準条例第 15 条及び第 49 条）】

- ① 幼保連携型認定こども園では、保育を必要とする子ども（いわゆる 2 号子ども、3 号子ども）に該当する園児に対して、自園調理に基づいて食事を提供しなければならない。
- ② ただし、満 3 歳以上の園児に対する食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により提供できる。
- ・ 食事の提供の責任が幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている。
  - ・ 栄養士により、献立等について栄養の観点から指導を受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われている。
  - ・ 調理業務の受託者において、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する。
  - ・ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供し、アレルギー、アトピー等への配慮等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。
  - ・ 食育計画に基づき食事を提供するように努めている。

ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- ③ 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が20人に満たない場合は調理室を備えないことができる。

ただし、必要な調理設備を備えなければならない。

(7) 設備の面積基準

【幼保連携型基準条例第8条】

次の設備の面積は、次の面積以上とする。

- ・ 乳児室  $1.65 \text{ m}^2 \times \text{園児数}$   
(満2歳未満の園児のうちほふくしないもの)
- ・ ほふく室  $3.3 \text{ m}^2 \times \text{園児数}$   
(満2歳未満の園児のうちほふくするもの)
- ・ 保育室又は遊戯室  $1.98 \text{ m}^2 \times \text{園児数}$   
(満2歳以上の園児)

★ 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）からの移行特例

新設の場合	幼稚園からの移行の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室 <math>1.65 \text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくしないもの)</li> <li>・ ほふく室 <math>3.3 \text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくするもの)</li> <li>・ 保育室又は遊戯室 <math>1.98 \text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳以上の園児)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室 <math>1.65 \text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくしないもの)</li> <li>・ ほふく室 <math>3.3 \text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくするもの)</li> </ul>

(8) 備えるよう努める設備

【幼保連携型基準条例第8条】

- ・ 放送聴取設備
- ・ 映写設備
- ・ 水遊び場
- ・ 園児清浄用設備
- ・ 図書室
- ・ 会議室

(9) 園具及び教具

【幼保連携型基準条例第9条】

- ① 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、

保育衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

【園具及び教具の例】

机、腰掛（椅子）、黒板、下駄箱、傘立、ロッカー、すべり台、ぶらんこ、砂遊び場、積木、ブロック、紙芝居用具、絵本その他の図書、人形、ピアノ（オルガン）、簡易楽器（太鼓、タンバリン、シンバル、カスタネット等）、体重計、身長計、幼児用ベッド、花壇、植木鉢、水槽、シャベル、じょうろ、粘土板、はさみ、筆、絵の具 等

② 園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

7 食事の提供 【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項（児童福祉施設基準条例第 49 条）、平 29.3.31 府省通知】

(1) 提供範囲

2号認定子ども及び3号認定子どもに対して、自園調理の方法により提供することとしている（満3歳以上の園児については一定要件のもと外部搬入あり）。1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられていること。

(2) 弾力運用

保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理ではなく弁当の持参等の弾力的な取扱いができる。

8 教育及び保育を行う期間及び時間 【幼保連携型基準条例第 10 条】

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下らないこと。

※「特別の事情のある場合」とは、地震、火災、豪雨等の非常災害や伝染病の流行など、やむを得ない事情が生じた場合のことをさす。

(2) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間は、4 時間とし、園児の心身の発達の種類、季節等に適切に配慮が必要。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育に係る標準的な

1日当たりの時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、8時間とし、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めることができる。

（4）保育を行う児童福祉施設としての位置付けでもあることから、保育所と同様、1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とし、1日の開園時間についても、保育所と同様に原則11時間とすること。

## 9 教育及び保育の内容

（1）幼保連携型認定こども園の目的 【法第2条第7項】

- ① 子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する（満3歳以上の子どもに対する「教育」、保育を必要とする子どもに対する「保育」の一体的提供）
- ② 保護者に対する子育ての支援

（2）教育及び保育の目標 【法第9条】

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- ② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。
- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。
- ④ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- ⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。
- ⑥ 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図る。

幼保連携型認定こども園の設置者は、次の方針により策定された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容を遵守しなければならない。

① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保

○幼稚園教育要領との整合性

- ・幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を明確にしたこと
- ・5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を明確にしたこと
- ・園児の理解に基づいた評価の実施、特別な配慮を必要とする園児への指導を充実させたこと
- ・近年の子どもの育ちを巡る環境の変化等を踏まえ、満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善を図り充実させたこと

○保育所保育指針との整合性

- ・乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いを明示したこと
- ・近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実、特に、災害への備えに関してや教職員間の連携や組織的な対応について明示したこと

② 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

- ・幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われることを、教育・保育要領の全体を通して明示したこと
- ・教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を明確にしたこと
- ・幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として、満3歳以上の園児の入園時や移行時について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中やその後の教育及び保育等について、明示したこと
- ・多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や地域における子育て支援の役割等、子育ての支援に関して内容を充実させたこと

## 10 子育て支援事業

【法第2条、法施行規則第2条、  
幼保連携型基準条例第11条】

### (1) 子育て支援事業実施に係るポイント

- ① 地域の子育て世帯に対する支援となっているか。  
園児の保護者のみならず、地域の全ての子育て世帯を対象に、広く子育て支援を行う。
- ② 保護者自身の子育て力の向上につながっているか。  
単に保護者の育児を代わって行うのではなく、専門性を活かし、保護者への支援を通じて保護者自身の子育て力の向上を支援する。
- ③ 保護者が利用しやすい体制が確保されているか。  
週3日以上開設するなど、保護者が利用希望するときに利用可能な体制を確保する。
- ④ 地域と連携できているか。  
地域の子育て支援ボランティア、NPO、専門機関等と連携する等、地域の様々な人材や社会資源を活用する。

### (2) 子育て支援事業のメニュー

- ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業  
⇒ 例：集いの場、相談会等
- ② 地域や家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業  
⇒ 例：地域子育て支援センター等
- ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業  
⇒ 例：一時預かり（一般型）等

④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業  
⇒ 例：ファミリー・サポート・センター、ホームスタート等

⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業  
⇒ 情報提供、育成支援等

※ 事業の選定に当たっては、地域の子育て支援のニーズに合致した事業を実施するために、施設の所在する市町村の認定こども園担当部署と事前（申請前）に相談すること。

※ 認可後も地域の子育て支援のニーズが変化することも想定されることから、市町村と意見交換を行う等適切な事業の維持、向上に努めること。

## 11 職員の資質の向上

【幼保連携型基準条例第15条第1項  
（児童福祉施設基準条例第9条）】

職員は、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

### （1）自己研さんの重要性

職員は、資質向上のため、自己研鑽に努めているか。

### （2）指導計画等の充実

研修の機会の確保のため、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、工夫を行っているか。

### （3）職員間の相互理解

例えば、満3歳以上の教育のみに従事している職員と満3歳未満の保育のみに従事している職員の相互理解を図るように努めているか。

### （4）幅広い研修の確保

職員に対する園内外における幅広い研修の機会が確保されているか。

### （5）園長に求められる能力の多様性

園長は、認定こども園の多様な機能を一体的に発揮させ、地域の人材及び資源を活用できるよう調整能力の向上に努めている。

【参考】教育公務員特例法に基づく法定研修（県で実施）

対象：公立幼保連携型認定こども園の保育教諭

内容：新採保育教諭研修、中堅保育教諭等資質向上研修（旧：10年経験者研修）

備考：私立幼保連携型認定こども園の保育教諭と合同で実施

## 12 管理・運営

### (1) 幼保連携型認定こども園の設置者 【法第12条】

国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

### (2) 園地・園舎の所有 【平 26.12.18 府省通知】

① 園の運営が安定的かつ継続的に行われることが必要であることから、原則として、設置者がその所有権を有していることが適当

② ただし、一定の要件を満たす場合には、民間からの借用が可能となる。

・ 設置者が学校法人の場合 …… 幼稚園に準じた取扱い

- 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこと。
- 学校等が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

・ 設置者が社会福祉法人の場合 …… 保育所に準じた取扱い

- 既存法人の場合 → 土地及び建物貸与可能
  - ・ 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は登記を行わなくても可。
    - ・ 建物の賃貸借期間が10年以上
    - ・ 貸主が、地方住宅公社等の信用力の高い主体である。
    - ・ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに安定的に賃借料を支払う財源が確保されていること（1年分）
    - ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること
- 既存法人以外の場合 → 土地のみ貸与可能
  - ・ 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ登記しなければならない。ただし、貸主が、地方住宅公社等の



信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わなくても可。

・ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに安定的に賃借料を支払う財源が確保されていること（1年分）

・ 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること

(3) 運営状況に関する評価

【法第 23 条、法施行規則第 23 条～第 25 条】

① 設置者は、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営に状況について、「自己評価」を行い、その結果を公表するものとする。

② 設置者は、自己評価の結果を踏まえた「関係者評価」を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

「関係者」 … 園児の保護者、地域住民等（職員除く）

③ 設置者は、定期的に外部の者による評価（「第三者評価」）を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

評 価 の ね ら い		
教育・保育の質の保証・向上	園運営の改善	開かれた園づくり
園が教育・保育活動その他の園運営について目標を設定し、マネジメントサイクルを実施することで取り組みの改善を図る。	設置者等が園に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずる。また、外部評価を実施した場合には、園運営の改善策や方針について客観的かつ専門的な助言を得る。	評価の実施を通じて、保護者、地域住民等からの理解と参画を得て、園・家庭・地域の連携協力による園づくりを進める。

(4) 運営の状況に関する情報の提供

【法第 24 条】

保護者が施設を適切に選択できるよう、教育・保育や子育て支援事業の内容をはじめとした事業内容等について、積極的に情報を公開する必要がある。

(5) 非常災害対応

【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項

（児童福祉施設基準条例第 7 条）】

① 災害の態様ごとに非常災害に対する具体的な計画を策定、非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備

② 職員への周知

- ③ 毎月1回以上の避難及び消火訓練の実施
- ④ 地域の自主防災組織及び近隣住民と連携した災害時における園児等の安全確保のための協力体制の確立（努力規定）
- ⑤ 災害時の他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力などの広域的相互応援体制の整備（努力規定）

(6) 学校安全計画の策定 【法第27条(学校保健安全法第27条)】

園児の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、実施しなければならない。

(7) 危険等発生時対処要領の作成等 【法第27条(学校保健安全法第29条)】

- ・学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。
- ・園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- ・学校においては、事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

(8) 食育の推進 【幼保連携型基準条例第15条第1項  
(児童福祉施設基準条例第15条)】

幼保連携型認定こども園は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成などによる園児の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。

- ① 食育推進のための責任者の設置（努力規定）
- ② 食育の計画の策定（努力規定）
- ③ 地産地消の推進（努力規定）

(9) 苦情への対応

【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項  
(児童福祉施設基準条例第 21 条)】

幼保連携型認定こども園は、教育及び保育、子育て支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるなどの窓口の設置等の措置を講じなければならない。

(10) 園児の人権の擁護、虐待の防止

【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項  
(児童福祉施設基準条例第 6 条)】

幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じるよう努めなければならない。

① 責任者の設置

② 研修の実施

(11) 出席簿、法定表簿

【法施行規則第 26 条(学校教育法施行規則第 25 条、  
第 28 条第 1 項及び第 2 項前段)、第 30 条】

① 園長は、在園する園児について出席簿を作成しなければならない。

② 法定表簿

園において、備えなければならない表簿は以下のとおり(5年保存)

- ・ 関係法令
- ・ 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ・ 職員名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- ・ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- ・ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ・ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- ・ 往復文書処理簿

③ 指導要録

- ・ 園長は、在籍する園児の指導要録(園児の学習及び健康の状況を記録した書類)を作成しなければならない。
- ・ 園児が進学、転園した場合は、指導要録の抄本又は写しを作成し、進学先の校

長、転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

- ・ 指導要録及びその写しのうち、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。

(12) 学校保健計画の策定 【法第 27 条（学校保健安全法第 5 条）】

幼保連携型認定こども園は、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、健康相談、環境衛生検査、園児などに対する指導その他保健に関する事項について、学校保健計画を策定し、実施しなければならない。

(13) 環境衛生検査 【法施行規則第 27 条（学校保健安全法施行規則第 1 条）】

- ・ 環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第 6 条に規定する学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示）に基づき行わなければならない。
- ・ 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。
- ・ 学校においては、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

(14) 園児の健康診断 【法第 27 条（学校保健安全法第 13 条）、法施行規則第 27 条（学校保健安全法施行規則第 5 条～第 12 条）】

① 園児の健康診断については、入園児及び毎年度 2 回行わなければならない。なお、2 回のうち 1 回は 6 月 30 日までにを行うこと。

② 検査項目

- ・ 身長及び体重
- ・ 栄養状態
- ・ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- ・ 視力及び聴力
- ・ 目の疾病及び異常の有無
- ・ 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- ・ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ・ 心臓の疾病及び異常の有無
- ・ 尿
- ・ その他の疾病及び異常の有無

- ・上記のほか健康項目に加えることができるもの  
胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能
- ③ 健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。
- ・進学、転園先への送付
  - ・5年間の保存
- ④ 次のような場合で必要があるときは、臨時に、必要な検査項目について健康診断を行う。
- ・感染症又は食中毒の発生したとき
  - ・風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき
  - ・夏季における休業日の直前又は直後
  - ・結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき
  - ・卒業のとき

(15) 職員の健康診断 【法第 27 条（学校保健安全法第 15 条）、法施行規則第 27 条（学校保健安全法施行規則第 13 条～第 17 条）】

- ① 設置者は、毎年度定期的に職員の健康診断を実施しなければならない。

② 検査項目

- ・身長、体重及び腹囲
- ・視力及び聴力
- ・結核の有無
- ・血圧
- ・尿
- ・胃の疾病及び異常の有無 ※妊娠中の女性職員除く
- ・貧血検査
- ・肝機能検査
- ・血中脂質検査
- ・血糖検査
- ・心電図検査
- ・その他の疾病及び異常の有無

※ 一部の項目については、年齢や BMI の数値如何により除外可。詳細は、学校保健安全法施行規則第 13 条参照。

- ③ 12(14)④と同じ場合で必要があるときは、臨時に、必要な検査項目について

健康診断を行う。

(16) 感染症の予防措置

【法第 27 条（学校保健安全法第 19 条～第 21 条、  
法施行規則第 27 条（学校保健安全法施行規則  
第 18 条～第 21 条）】

感 染 症	第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスである者に限る。)及び特定鳥インフルエンザ
	第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
	第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

- ① 園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、出席を停止させることができる。
- ② 設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。  
⇒ この場合、臨時休業届（第 8 号様式）の提出が必要

病名の通称

重症急性呼吸器症候群	SARS
痘そう	天然痘
急性灰白髄炎	ポリオ
麻しん	はしか
流行性耳下腺炎	おたふく風邪
水痘	みずぼうそう
咽頭結膜熱	プール熱
腸管出血性大腸菌感染症	O157 等

流行性角結膜炎	はやり目
急性出血性結膜炎	アポロ病

(17) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 【法第 27 条（学校保健安全法第 23 条）  
法施行規則第 27 条（学校保健安全法  
施行規則第 22 条～第 24 条）】

① 幼保連携型認定こども園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置しなければならない。

i) 学校医の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 健康相談、保健指導、健康診断、疾病の予防措置、感染症の予防に関する必要な指導及び助言
- ・ 救急措置（園長の求めに応じ）

ii) 学校歯科医の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 健康相談、保健指導、健康診断のうち歯の検査 等

iii) 学校薬剤師の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 環境衛生検査
- ・ 環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言
- ・ 健康相談、保健指導
- ・ 使用する医薬品等の管理に関し必要な指導及び助言

② 学校医、学校歯科医、学校薬剤師はそれぞれの職務に従事したときは執務記録簿を作成し、園長に提出しなければならない。

(18) 認定こども園である旨の表示 【幼保連携型基準条例第 12 条】

幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

13 みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置

【幼保連携型基準条例附則第3】

みなし幼保連携型認定こども園の設備については、従前の例による。

・設備 … 当分の間



## 第3章 幼保連携型認定こども園の認可等に係る手続き

### 1 届出・認可申請

- 幼保連携型認定こども園の設置者については、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限られる。
- 大分市所在の施設については、大分市（中核市）へ申請することとなる。

#### (1) 届出書・申請書

- ① 公立施設の設置については、届出となる。  
幼保連携型認定こども園設置届出書（第1号様式）
- ② 私立施設の設置については、認可申請となる。  
幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第4号様式）

以下、認可申請の手続きを記載

#### (2) 申請前の準備

##### ① 市町村との協議

幼稚園や保育所等の既存施設が認可を受ける際には、保護者に説明する必要があるが、その説明に当たって、認定こども園で実施する子育て支援事業について、施設が所在する市町村と調整していること（P32 参照）。

##### ② 利用者負担額の整理（特に私立幼稚園の場合に注意）

###### ・基本負担額

施設型給付に移行した場合、保育料（基本負担額）は、国が定める基準を限度として保護者の世帯所得等に応じて市町村が定めることになる。

###### ・特定負担額

市町村の定める基本負担額に加えて、教育・保育の質向上の対価として特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）を徴収する場合には、具体の金額・費目と徴収時期（月額、年額、入園時等の別）を整理し、その額や理由について、書面

により、事前に保護者に説明・同意を得ることが重要である。  
教育・保育に要する費用であり、消費税非課税  
園則に記載すること必要。

<費目例> ①施設整備費 ②施設維持費 ③特定職員配置費  
④特定職員人件費 ⑤研修充実費 ⑥●●教育経費

・実費徴収

実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意（書面同意は不要）を得る。  
給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税。  
園則に記載する必要はない。

<対象経費>

- 教材、学用品、制服、アルバム等
- 特別行事、園外活動等
- 1号、2号認定子どもの給食
- スクールバス 等

③ 各種計画の作成

幼保連携型認定こども園として、次の計画を作成する必要がある。

- ・教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- ・教育及び保育に従事する職員の研修計画
- ・子育て支援事業の実施に関する計画
- ・食育計画
- ・災害態様ごとの非常災害対応計画（地震、津波、風水害等）
- ・学校安全計画
- ・学校保健計画

(3) 申請書類の作成

① 申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第4号様式）により行い、  
認可要件に適合することを証する書類を添付する必要がある。

② 申請書添付書類の留意点

A 「園則」と「運営規程」の関係

- ・幼保連携型認定こども園にあっては、「法に基づく園則」と「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の規定による運営規程」を作成することとされている。

- ・運営規程として定めるべき事項が園則で網羅されていれば、園則と運営規程を兼ねることが可能。

【参考】園則と運営規程の記載事項

園則記載事項	運営規程記載事項
一 <u>学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項</u> 二 <u>教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</u> 三 <u>保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項</u> 四 <u>利用定員及び職員組織に関する事項</u> 五 <u>入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項</u> 六 <u>保育料その他の費用徴収に関する事項</u> 七 <u>その他施設の管理についての重要事項</u>	一 <u>施設の目的及び運営の方針</u> 二 <u>提供する特定教育・保育の内容</u> 三 <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u> 四 <u>特定教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日</u> 五 <u>支給認定保護者から受領する利用負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> 六 <u>小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</u> 七 <u>特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）</u> 八 <u>緊急時等における対応方法</u> 九 <u>非常災害対策</u> 十 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> 十一 <u>その他特定教育・保育施設の運営に関する事項</u>

- ・園則については、別添参考様式を参考に作成すること

B 施設に関する書類は以下のとおり

- ・幼保連携型認定こども園施設設備基準適合調書【認可申請用】
- ・園地、園舎その他の設備の規模及び構造の概要（別添参考様式）
- ・施設の位置図、平面図（園舎の面積及び各保育室等の面積がわかるもの）
- ・土地及び建物の全部事項証明書、賃貸借契約書 ※該当する場合のみ

C 学級編成表

- ・別添参考様式を参考に作成すること

- D 園具及び教具の明細表
- ・別添参考様式を参考に作成すること（P29 参照）
- E 職員に関する書類 ※移行後の4月1日時点（予定）で作成すること
- ・幼保連携型認定こども園職員配置基準適合調書【認可申請用】
  - ・教職員調書（別添参考様式）
  - ・教職員名簿（別添参考様式）
    - 幼稚園教諭免許の更新予定を備考欄に記載（更新された方は更新講習修了確認証明書を添付）
    - 学校薬剤師を必ず記載すること
  - ・ローテーション表（任意の1か月分）
  - ・園長採用届（副園長採用届）
    - 法施行規則第13条による場合（「同等の資質を有する」と設置者が認めた場合）は、理由書（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について〔平成26年7月2日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知〕参照）
  - ・職員の免許状・資格証の写し、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- F その他
- ・経費の見積り及び維持方法を記載した書類
    - ⇒ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト等
  - ・設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
  - ・財産目録
  - ・過去3年間の決算書
  - ・定款又は寄附行為
  - ・設置について、定款又は寄附行為で定める手続を経たことを証する書類
  - ・法人の代表者の履歴書
  - ・役員名簿（所定様式）
  - ・法人の登記事項証明書
  - ・提供するサービスの内容及び利用料
    - ⇒ 一時預かり、延長保育のほか、送迎サービス、体操教室など、実施しているサービスすべての内容と利用料を記載したもの
  - ・幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
    - ⇒ 新年度の教育・保育過程
  - ・年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類

- ⇒ 今年度の年間（学期）指導計画（年齢別）
  - 今年度の月間指導計画（年齢別〔3歳未満児にあつては個別計画〕）
  - 今年度の週、日指導計画（年齢別）
- ・保育者の資質向上等の計画に関する書類
  - ⇒ 今年度の研修計画（園内・園外）
- ・子育て支援事業の内容を説明する書類
  - ⇒ 子育て支援事業の実施に関する計画。申請書の記載内容と合わせる  
こと
- ・子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
  - ⇒ 園則に記載している内容の選考方法（主に1号認定子ども）
- ・学校安全計画及び非常災害に対する計画に関する書類
  - ⇒ 学校安全計画
    - 災害態様ごとの非常災害に対する具体的な計画
- ・教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の  
写し
- ・情報提供の方法を記載した書類
  - ⇒ 園HP、園だよりなど、就園児及び未就園児への情報提供の方法を  
記載
- ・苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
  - ⇒ 苦情解決責任者、第三者委員会等のお知らせ
    - 自己評価の実績（公表しているもの）
    - 外部評価の実績（任意）
- ・法第17条第2項各号の基準を満たすことを証する書類
  - ⇒ 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式所定）
    - ※法人名義
- ・条例第15条において準用する児童福祉施設基準条例第23条の基準を満た  
すことを証する書類
  - ⇒ 暴力団排除に係る誓約書（様式所定）※法人名義
- ・その他知事が特に必要と認める書類
  - 給食開始届
  - 調理業務委託契約書及び受託事業者の営業許可証（写）（該当の場  
合）
  - 学校保健計画
  - 食育計画（任意）
  - 避難訓練計画及び消防計画（毎月1回以上の避難及び消火訓練を実施  
していることがわかるもの）
  - 出席簿、法定表簿、指導要録（様式で可）
  - 危険等発生時対処要領

- 建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」（2階建ての場合）
- 建築確認済証
- 防火対象物使用開始届（写）
- 消防用設備等検査済証
- 防火管理者届（写）
- 児童健康診断結果記録
- ◆環境衛生検査結果（飲料水水質検査結果）

※ ◆は、幼稚園型認定こども園申請の場合に限る。

※ 申請書類提出時に、「社会保険等への加入状況にかかる確認票」と社会保険及び労働保険への加入が確認できる資料（写し）もあわせて提出してください。提出書類（様式）は下記URLを参照してください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/hoikusho-shakaihoken.html>

★ 大分県庁HPの「サイト内検索」で『社会保険』と入力してください。

#### （4）申請窓口

幼保連携型認定こども園の認可申請は、所在市町村を經由して、大分県福祉保健部こども未来課を窓口として受け付け、教育庁義務教育課が連携して審査する。

#### （5）審査

認可通知の交付は年明けを目処とする。9月中に現地調査を実施する。

全ての申請案件は、審査部会で審査のうえ、適当と認められた案件を認可することになる。

※ 既存施設（幼稚園、保育所）が幼保連携型認定こども園の認可（公立は届出）を受けたい場合は、幼稚園及び保育所の廃止手続きが必要になる。

また、幼保連携型認定こども園の設置者は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されているので、学校法人及び社会福祉法人以外の者が幼保連携型認定こども園の認可申請にあたっては、学校法人及び社会福祉法人の設立が必要となる。スケジュール調整が必要になる場合があるので、認可等の権限を有している関係機関と事前に相談すること。

[認可等権者一覧]

施設区分	担当部署
公立幼稚園	県教育庁義務教育課
私立幼稚園	県福祉保健部こども未来課
公立・私立保育所	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部子ども企画課（大分市内）
認可外保育施設	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部保育・幼児教育課（大分市内）

法人区分	担当部署
学校法人	県福祉保健部こども未来課（幼稚園のみ設置法人）
	県生活環境部私学振興・青少年課（上記以外）
社会福祉法人	県福祉保健部こども未来課（町村※）
	各市福祉所管部局（市）

※ 複数の市に社会福祉施設を設置している場合は、県の認可となる。

(6) 市町村への協議

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、あらかじめ当該園の設置する場所を管轄する市町村に協議する必要があることから、当該市町村に意見を求める。

(7) 審査部会への意見聴取（年1回開催予定）

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、あらかじめ審査部会の意見を聴取することとされており、法第25条の規定により、設置された「おおいた子ども・子育て応援県民会議幼保連携型認定こども園部会」（以下「審査部会」という。）に諮問することが求められている。審査部会の開催は年1回を予定しているため、申請時期に留意すること。

審査部会への諮問事項

- ① 設置、廃止・休止、設置者の変更の認可をしようとするとき
- ② 事業の停止、施設の閉鎖の命令をしようとするとき
  - ・ 設置者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき
  - ・ 設置者が改善命令に違反したとき
  - ・ 正当な理由がないのに6ヶ月以上休止したとき
- ③ 認可の取消しをしようとするとき

## (8) 認可の通知

審査の結果、申請のあった施設が基準に適合し、かつ次に掲げる基準に該当しないと認める場合は、審査部会及び市町村の意見を踏まえて、施設に認可の通知を行うとともに当該施設の所在する市町村に対して情報提供する。

- ①申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ②申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ③申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ④申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
  - ⑤申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者
  - ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその幼



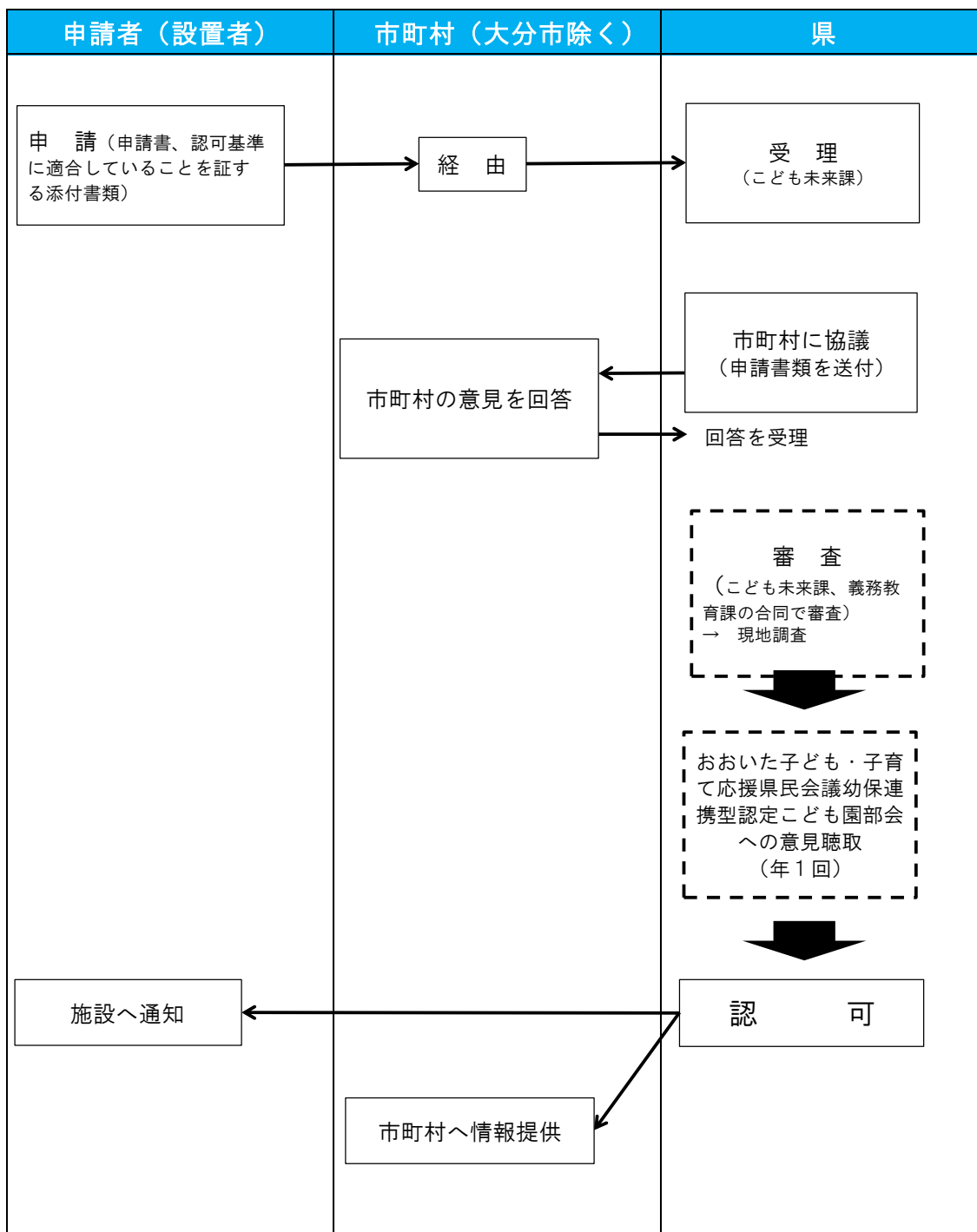
保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

二 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

次に掲げる要件のいずれかに該当するとき等は、設置の認可をしないことができる。

- ① 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の1号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(ニーズ)に既に達しているか、又は認可によってこれを越えることになるとき
- ② 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の2号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(ニーズ)に既に達しているか、又は認可によってこれを越えることになるとき
- ③ 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の3号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(ニーズ)に既に達しているか、又は認可によってこれを越えることになるとき

【認可申請に係る手続きフロー図】



## 2 設置後の手続き等

### （1）廃止又は休止の届出・申請

※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ申請することとなる。

- ① 公立施設の設置については、届出となる。  
幼保連携型認定こども園廃止・休止届出書（第2号様式）
- ② 私立施設の設置については、認可申請となる。  
幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書（第5号様式）
- ③ 施設を廃止又は休止する1ヶ月前までに届出・申請を行うこと。
- ④ 廃止・休止する場合は、廃止・休止後の園児の処遇について適切な措置を講じなければならない。

<幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存>

幼保連携型認定こども園を廃止した場合は、指導要録の原本を、次に掲げる者が保存しなければならない。

- ・ 公立施設 …… 設置していた地方公共団体の長
- ・ 私立施設 …… 都道府県知事（中核市）

(2) 設置者の変更の届出・申請

※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ申請することになる。

- ① 公立施設の設置については、届出となる。  
幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（第3号様式）
- ② 私立施設の設置については、認可申請となる。  
幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第6号様式）

(3) 園長の届出

※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ届け出ることとなる。

学校教育法第10条の準用により、私立の幼保連携型認定こども園は、園長を定め、知事に届け出なければならない。

園長採用届（第7号様式）

(4) 変更の届出

※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ届け出ることになる。

- ① 幼保連携型認定こども園の届出を行った市町村又は設置の認可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式「幼保連携型認定こども園

変更届出書」にて、あらかじめ届け出ることとなる。

- ・ 目的（公立を除く）
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ・ 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
- ・ 経費の見積もり及び維持方法（公立を除く）
- ・ 開設の時期

#### （５）臨時休業に係る届出

##### ① 感染症による臨時休業

学校保健安全法第 20 条の準用により、幼保連携型認定こども園の設置者は、感染症の予防上必要に応じて、園の全部又は一部を臨時休業にできる。

臨時休業報告書（第 8 号様式）

##### ② 非常変災による臨時休業

学校教育法施行規則第 63 条の準用により、非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に教育又は保育を行わないことができる。その場合、公立施設の場合は、市町村長に、私立施設にあっては、別添様式「非常変災による臨時休業報告書」を知事に提出しなければならない。

非常変災による臨時休業報告書（私立施設のみ）

### 3 認定こども園に関する情報の提供（４類型共通） 【法第 28 条】

#### （１）県による周知

県は、インターネット等により、施設の利用を希望する者に法第 4 条第 1 項各号（３類型）に掲げる事項及び教育保育概要を周知することとされている。

##### ① 教育保育情報を周知するとき

- ・ 幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の認定をしたとき（法第 3 条第 1 項又は第 3 項）
- ・ 公立幼保連携型認定こども園の届出を受けたとき（法第 16 条）
- ・ 私立幼保連携型認定こども園の認可をしたとき（法第 17 条第 1 項）
- ・ 指定都市等の長が私立幼保連携型認定こども園の認可をし、当該指定都市等

の長から関係書類の写しの送付を受けたとき（法第 18 条第 2 項）

※大分県の場合は、大分市（中核市）所在の施設が対象

- ・ 指定都市等の長が幼保連携型認定こども園を設置し、当該指定都市等の長から関係書類の提出を受けたとき（法第 18 条第 3 項）

※大分県の場合は、大分市（中核市）所在の施設が対象

## ② 周知すべき教育・保育情報

### A 法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 保育を必要とする子どもに係る利用定員  
（満 3 歳未満と満 3 歳以上に区分）
- ・ 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満 3 歳以上）
- ・ その他主務省令で定める事項

認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育所機能の別

認定こども園の名称

認定こども園の長の氏名

教育又は保育の目標及び内容

子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

### B 教育保育概要（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）

- ・ 教育及び保育の目標並びに主な内容
- ・ 認定こども園が実施する子育て支援事業
- ・ 園児の一日の活動内容
- ・ 利用者負担に関する事項
- ・ 施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

## （2）変更の届出

※大分市所在の施設は、大分市あて提出すること

認定こども園の設置者は、次の事項を変更する場合は、あらかじめ届け出が必要となる。

変更届出書（第 9 号様式）

### ① 認定申請事項（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 保育を必要とする子どもに係る利用定員（満 3 歳未満と満 3 歳以上に区分）

- ・ 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満3歳以上）
    - ※ 利用定員の変更に当たっては、所管する市町村の意見書を添付すること
  - ・ その他主務省令で定める事項
    - 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育所機能の別
    - 認定こども園の名称
    - 認定こども園の長の氏名
    - 教育又は保育の目標及び内容
    - 子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの
- ② 教育保育概要（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・ 教育及び保育の目標並びに主な内容
  - ・ 認定こども園が実施する子育て支援事業
  - ・ 園児の一日の活動内容
  - ・ 利用者負担に関する事項
  - ・ 施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

### （3）軽微な変更

次に掲げる事項については、届け出が必要ない軽微な変更となる。

- ① 利用定員の変更
- ※ 子ども・子育て支援法上の利用定員の変更手続きとは異なることに注意すること。
  - ・ 10人を超えない範囲で行われる利用定員の変更（幼保連携型認定こども園を除く。幼保連携型認定こども園は10人以内の利用定員の変更でも届出が必要となる。）
- ② 施設の概要を除く教育保育概要の変更

### （4）運営状況報告

※大分市所在の施設は、大分市あて提出すること

- ① 認定こども園の設置者は、毎年5月1日現在の状況を5月31日までに県知事に報告しなければならない。
- 幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第10号様式）

② 添付書類

- A 当該事業年度の計画と前年度の実績に関する書類
  - ・ 教育及び保育に関する実施内容
  - ・ 保育者の資質の向上等に関する実施内容
  - ・ 子育て支援事業に関する書類
- B 子どもの入所実績に関する書類
- C 提供しているサービスの内容及び利用料に関する書類
- D 職員配置の状況に関する書類
- E 職員資格の状況に関する書類